

賃貸住宅における民生委員・児童委員等による見守り等の実施について

鳥取県では、ひとり暮らし高齢者等が安心して地域で暮らせるよう、希望に応じて民生委員・児童委員が生活上の相談に乗り、必要に応じて関係機関等に連絡や相談、情報提供を行う、見守り等を実施しています。

○民生委員・児童委員とは

それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する無報酬のボランティアです。

記

見守り等を円滑に実施するため、希望する方については個人情報事前に収集し、下記のとおり取り扱います。

1 個人情報の収集及び利用の目的

(1) 民生委員・児童委員

民生委員法第14条及び児童福祉法第17条に定める民生委員・児童委員の職務に基づき、賃貸住宅にお住まいの方の生活上の相談に乗り、必要に応じて行政機関や専門機関、福祉サービスに連絡や相談、情報提供を行うため

(2) 関係機関等(民生委員・児童委員を除く)

病気、災害など不測の事態等において賃貸住宅にお住まいの方に必要な支援等を行うためもしくはその検討を行うため

2 収集する個人情報の内容

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、見守りを希望する理由
(代筆者については、その方の氏名・住所・電話番号・本人との関係性)

3 個人情報の利用及び提供

(1) 取得した個人情報は次の(イ)と(ロ)の関係機関(者)に提供します。

(イ) 民生委員・児童委員(お住まいの地区を担当する委員)

(ロ) お住まいの市民生児童委員協議会又は地区(単位)民生児童委員協議会

(2) (1)の提供先は、収集した個人情報を、「賃貸住宅あんしん見守り協定」により適切に管理・利用します。

4 収集される個人情報

※下記枠内全ての項目をご記入ください。また、必要に応じてお住まいの地区を担当する民生委員・児童委員から聞き取りを行う場合があります。

氏名・フリガナ(名義人)	
生年月日(年齢) (歳)	性別
新規に入居されるアパートの住所	アパート名 号室
連絡先(電話)	連絡先(FAX)
見守りを希望する理由	

【上記個人情報の記載者】いずれかに○をしてください。

本人自筆 ・ 代筆 (※代筆者の方は下記に記載をお願いします)

代筆者 氏名		代筆者 電話番号	
代筆者 住所		本人との 関係性	

5 注意点

- 1、民生委員・児童委員等による見守り等は、できる範囲で必要に応じて行われるものです。
- 2、同意者の状況に応じて、必要な支援機関や福祉サービス等へ連絡や相談、情報提供を行う場合もあります。
- 3、同意された後に見守り等を取り止めたい場合は、下記連絡先までその旨を申し出てください。その場合、収集した個人情報については適切に処分します。

【同意の撤回に関する連絡先】

鳥取県庁福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課
電話:0857-26-7158 ファクシミリ:0857-26-8116

賃貸住宅における見守り等の実施について

私は、以上1～5の内容に同意し、見守り等を希望します。

年 月

氏名 (本人自筆)

【チラシ配布不動産事業者】